2022年度 京都大学単位互換科目 登録要領

本学は、京都大学との間で、法科大学院教育の一層の充実を目的とした両大学法科大学院間における相互支援及び連携に合意し、単位互換協定を締結するとともに研究科間における支援・連携の実施に関する覚書を取り交わしました。

これらの協定書及び覚書により、一定の範囲内で、本研究科の学生が京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻(法科大学院)の法律基本科目や選択科目を受講できるようになりました。2022年度については、9科目の受講が可能となります。京都大学で履修した科目の単位は、本研究科のカリキュラムで内容的に対応する科目の単位となり、GPAにも算入されます。

1. 受講可能科目 (Oの数字はクラス番号)

※複数クラス開講科目について、履修者数等によっては受け入れクラスが変更となる可能性があります。

通年(2022年度春学期~2022年度秋学期)

民事法文書作成

本学対応科目:法律実務演習(民事法)(2単位)

受講対象年次: 3 L (入学年度は問わない)

科 目 担 当 者: 潮見佳男, 山本克己, 洲崎博史, 木村敦子, 小久保孝雄, 本多俊雄

時 間 割: 土曜日1・2講時(8:45~12:00) を原則とするが、詳細は

当該科目の日程表を参照すること

教 室:京都大学(法経第一教室),同志社大学(KMB203)

受講受入人数:制限なし

備 考:本科目は同志社大学にて起案し、講評は京都大学にて実施します。起

案の際は六法を貸与します。添削済みの起案は講評直前の木曜日12:

30~17:00に返却予定です。

通年(2022年度秋学期~2023年度春学期)

民事法文書作成

本学対応科目:法律実務演習(民事法)(2単位:各学期1単位)

※2022年度秋学期・2023年度春学期のセット登録。2023年度春学期分の登録については、2022年度秋学期に登録した学生を一括して事務室が2023年度の登録期間に登録する。

受講対象年次:2L(入学年度は問わない)

科 目 担 当 者:笠井正俊,山下徹哉,長野史寛,和田勝行,小久保孝雄,本多俊雄

時 間 割: 土曜日1・2講時(8:45~12:00) を原則とするが、詳細は

当該科目の日程表を参照すること

教 室:京都大学(法経第四教室),同志社大学(KMB203)

受講受入人数:制限なし

備 考:本科目は同志社大学にて起案し、講評は京都大学にて実施します。起

案の際は六法を貸与します。添削済みの起案は講評直前の木曜日12:

30~17:00に返却予定です。

前期(春学期)

行政法総合②

本学対応科目:行政法演習 I (2単位)

受講対象年次: 2 L (2021年度未修者及び2022年度既修者に限る)

※ただし、入学試験および履修免除試験において行政法が免除された

者に限る。

科 目 担 当 者:原田大樹

時 間 割:水曜日4講時(15:00~16:30)

教 室:法経第十教室(法経本館2階)

受講受入人数:5名

備 考: 春学期に京都大学で単位取得できなかった場合、秋学期に行政法演習

I を履修することができます。

商法総合1-①

本学対応科目:商法演習 I (2単位)

受講対象年次: 2 L (2021年度未修者及び 2022年度既修者に限る)

※ただし、入学試験および履修免除試験において商法が免除された者

に限る。

科目担当者:前田雅弘

時 間 割:火曜日3講時(13:15~14:45)

教 室: 法経第九教室(法経本館2階)

受講受入人数:5名

備 考:春学期に京都大学で単位取得できなかった場合、秋学期に商法演習 I

を履修することができます。

民事訴訟法総合2-①~③

本学対応科目:民事訴訟法演習Ⅱ(2単位)

受講対象年次: 3 L (2020年度未修者及び2021年度既修者に限る)

科目担当者:①笠井正俊,②山田文,③山本克己

時 間 割:①,②,③ともに木曜日2講時(10:30~12:00)

教 室:①法経第九教室(法経本館2階),②法経第十教室(法経本館2階),

③法経第十一教室(法経本館1階)

受講受入人数:5名(各クラス2~3名程度)

国際法1

本学対応科目:国際法 I (2単位)

受講対象年次: 2 L以上(2020年度以前未修者及び2021年度以前既修者は不可)

科目担当者:玉田大

時 間 割:月曜日1講時(8:45~10:15)

教 室:法科第三教室(総合研究2号館2階)

受講受入人数:5名

後期(秋学期)

刑法総合2-①

本学対応科目:刑法演習Ⅱ(2単位)

受講対象年次: 2 L (2021年度未修者及び 2022年度既修者に限る)

科 目 担 当 者:①高山佳奈子

時 間 割:金曜日2講時(10:30~12:00)

教 室:①法経第九教室(法経本館2階)

受講受入人数:5名

民事訴訟法総合1-①~③

本学対応科目:民事訴訟法演習 I (2単位)

受講対象年次: 2 L (2021年度未修者及び2022年度既修者に限る)

科目担当者:①山本克己,②笠井正俊,③山田文

時 間 割:①,②,③ともに木曜日2講時(10:30~12:00)

教 室:①法経第九教室(法経本館2階),②法経第十教室(法経本館2階)

③法科第一教室(総合研究2号館2階)

受講受入人数:5名(各クラス2~3名程度)

国際法2

本学対応科目:国際法Ⅱ(2単位)

受講対象年次: 2 L以上(2020年度以前未修者及び2021年度以前既修者は不可)

科目担当者: 濵本正太郎

時 間 割:水曜日1講時(8:45~10:15)

教 室:法科第三教室(総合研究2号館2階)

受講受入人数:5名

EU 法

本学対応科目: EU法(2単位)

受講対象年次: 2 L以上(2020年度以前未修者及び2021年度以前既修者は不可)

※本学の EU 法の受講対象年次は1L以上ですが、京都大学提供科目の受講対象年次

の2 L以上とします。

科目担当者: 濵本正太郎, 西連寺隆行

時 間 割:火曜日2講時(10:30~12:00)

教 室:法科5演教室(総合研究2号館3階)

受講受入人数:5名

2. 登録方法

前期(春学期)科目

登録受付

日時:4月1日(金)~3日(日)9:00~17:00

登録方法: Forms にて申請

※登録フォームは大学から付与したメールアドレスに送付します。

選考結果発表

日時:4月4(月)15:00~

確認方法:対象者にメールにて通知します。

※京都大学単位互換に関する説明会はストリーミング配信に変更します。関心がある 方や不明な点がある方はご覧ください。

※新入生は入試成績,在学生は学業成績をもとに選考を実施し,受講者を決定します。 登録希望者数が受講受入人数を超えない場合であっても,選考の結果,受講できない 場合があります。

後期(秋学期)科目

秋学期科目登録変更期間(9月21日~22日)に登録受付,選考結果発表をおこないます。詳細は,9月9日に配布する登録要領で確認してください。

3. 受講上の注意

- ・本学の学生は、京都大学では「特別聴講学生」として科目を受講することになります。 授業料については、他の科目と同様に、本学へ単位授業料相当額を納入するものとし、 京都大学への納入は不要です。ただし、実習等に要する費用が発生する場合は、別途徴収します。
- ・京都大学の各講時の時間帯は、本学と異なりますので注意してください。なお、京都大学の科目を履修することにより、本学でのその前後の時間帯の必修科目の履修が困難となる場合は、司法研究科事務室に相談してください。

	1講時	2講時	3講時	4講時	5講時	6講時
同志社大学	9:00-10:30	10:45-12:15	13:10-14:40	14:55-16:25	16:40-18:10	18:25-19:55
京都大学	8:45-10:15	10:30-12:00	13:15-14:45	15:00-16:30	16:45-18:15	18:30-20:00

- ・京都大学の学年暦(6頁参照)は、本学と異なりますので注意してください。
- ・授業の出席要件については,京都大学の基準によるものとしますが,民事法文書作成に

ついては同志社大学の基準によるものとします。

行政法総合,刑法総合 2 ,商法総合 1 ,民事訴訟法総合 1 ,民事訴訟法総合 2 ,国際法 1 ,国際法 2 ,EU 法

補講の授業を除き,4回以上授業を欠席した者には,単位を認めない。30分を超える遅刻または早退は欠席とみなす。

また、病気、忌引きまたは交通機関の不通その他やむを得ない事情により、授業を 欠席した場合は、3回に限り、上記の欠席回数に含めない。この場合には、すみや かに担当教員に申し出なければならない。

民事法文書作成

起案において3回不合格となった者および欠席回数(起案は授業2回分,講評は授業1回分)が5回以上の者には、単位認定を行わない。

- ・授業の休講や補講,定期試験その他連絡事項等については、Westlaw Japan Academic Suite (WLJ) を参照してください(ログイン用の ID,パスワードは、京都大学より配付されます)。休講・補講、定期試験については、法経本館一階掲示板にも掲載されています。
- ・暴風警報の発令,交通機関の不通等の場合の授業・試験の取扱いについては,京都大学の規定によるものとします(7頁参照)。
- ・やむを得ず履修を中止したい場合は,他の科目と同様に履修の中止を認めます。履修中 止受付期間(5月中旬)に,司法研究科事務室まで申し出てください。

4. 試験 · 成績評価

- ・学期末試験等については、京都大学で実施されるものを受験することになります。試験 日程は、本学の試験と重複しないよう、両大学間で調整します。
- ・成績評価については、本学の教員が、本学の対応する科目の成績として、京都大学より 提供された試験の採点結果等をもとに、本学の成績評価(A+~Fの7段階)でおこな います。GPAにも算入されます。なお、民事法文書作成については、「合格」「不合格」 で評価するため、GPAには算入されません。
- ・追試験の実施については、京都大学の規定によるものとします(9頁参照)。

5. 京都大学附属図書館、法学部図書室の利用について

京都大学法科大学院の科目を受講する期間は、京都大学法学研究科の特別聴講学生となり、附属図書館または法学部図書室で図書館利用証発行の手続きをすれば、附属図書館・法学部図書室及びその他の図書館・室への入館や貸出ができます。(ただし、その他の図書館・室の利用条件は、それぞれの図書館・室の利用規則によります。なお、法科大学院学習室の利用はできません。)法学部図書室をご利用の際は、特別聴講学生の学生証と図書館利用証をご提示ください。

令 和 4 (2022) 年 度 法 科 大 学 院 学 事 日 程

日月火水木金土 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 月①火火() 水() 木() 金② ±② 17 18 19 20 21 22 23 月②火② 水② 木② 金③ ±③ 24 25 26 27 28 29 30 月③火③ 水③ 木③ ★④	1(金) 14:00~ 2(土) ~ 7(木) 8(金) 11(月)	前期始まり ・履修指導 開講前集中講座等(4/6まで) 入学式 前期授業開始 健康診断	日月火水木金 2 3 4 5 6 7 8 月(1)火(1)水(1)木(1)★(1)★(1)±(2) 9 10 11 12 13 14 15 火(2)水(2)水(2)木(2)★(2)±(3) 16 17 18 19 20 21 22 月(2)火(3)水(3)木(3)木(3)★(3)★(3)★(3)★(3)★(3)★(3)★(3)★(3)★(3)★	1(土)	後期授業開始
日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 月4 金4 ±5 8 9 10 11 12 13 14 月5 火4 水4 木4 金5 ±6 15 16 17 18 19 20 21 月6 火5 水5 木5 金6 ±7 22 23 24 25 26 27 28 月7 火6 水6 木6 金7 ±8 29 30 31 月8 火7	18(土)	創立記念日	日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5	13(火) ~	単位認定辞退届受付(12/16まで)
日月火水木 水木 金 土 1 2 3 4 水(7) 木(7) 金(8) 土(9) 5 6 7 8 9 10 11 月9 火(8) 水(8) 木(8) 金(9) 土(10) 12 13 14 15 16 17 18 月(10) 火(9) 水(9) 水(9) 木(9) 金(10) 19 20 21 22 23 24 25 月(1) 火(10) 水(10) 木(10) 金(1) 土(11) 26 27 28 29 30 月(12) 火(11) 水(11) 木(11)	28(火) ~	単位認定辞退届受付(7/1まで)	日 月 火 水 木 金 土 4 5 6 7 8 9 10 月 火 水 9 未 9 10 月 り 大 0 大 9 金 0 土 11 11 12 13 14 15 16 17 月 り 少 か 木 0 金 1 土 12 18 19 20 21 22 23 24 月 り 少 水 1 未 1 金 2 土 13 25 26 27 28 29 30 31 月 り 次 次 次 次 次 次 2 2 2 3 3 3	29(木) ~	冬季休業(~1/3まで)
		1 P 1 P 1 P 2 P 2 P 2 P 2 P 2 P 2 P 2 P			
7月	21(木) 26(火) ~	前期授業終了 前期試験期間(8/5まで)	1月	10(火)	月曜日の振替授業
日月火水木金土 3 4 5 6 7 8 9 月(3) 火(2) 水(2) 木(2) 木(2) 金(3) ±(3) 10 11 12 13 14 15 16 月(4) 火(3) 水(3) 木(3) 金(4) ±(4) 17 18 19 20 21 22 23 火(4) 水(4) 木(4) 24 25 26 27 28 29 30			日月火水木金土 1 2 3 4 5 6 7 ************************************	10(火) 13(金) 14(土) 20(金) 25(水) ~ 31(火)	月曜日の振替授業 大学入学共通テストに伴う授業休止 後期授業終了 後期試験期間(2/6まで) 後期リサーチ・ペーパー提出期限
日月火水木金 土 3 4 5 6 7 8 9 月(3) 火(2) 水(2) 木(2) 金(3) ±(3) 10 11 12 13 14 15 16 月(4) 火(3) 水(3) 木(3) 金(4) ±(4) 17 18 19 20 21 22 23 火(4) 水(4) 木(4) 24 25 26 27 28 29 30	26(火) ~	前期試験期間(8/5まで)	日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7	13(金) 14(土) 20(金) 25(水) ~	大学入学共通テストに伴う授業休止 後期授業終了 後期試験期間(2/6まで)
日 月 火 水 木 金 土	26(火) ~ 29(金) 6(土) ~	前期試験期間(8/5まで) 前期リサーチ・ペーパー提出期限 夏季休業(9/30まで)	日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 月	13(金) 14(土) 20(金) 25(水) ~ 31(火)	大学入学共通テストに伴う授業休止 後期授業終了 後期試験期間(2/6まで) 後期リサーチ・ペーパー提出期限

災害等に伴う休講等の措置等に関する取扱いについて

「京都大学における災害等に伴う休講等の措置等に関する取扱要項」に従い、災害又は不測の事態が発生した場合には、学生の安全確保のため、法学研究科の授業及び定期試験の実施について以下のとおり取り扱う。

なお、そのような事態が発生した(あるいは想定される)場合は、可能な限り、KULASIS や学生用メールへの通知等で授業及び定期試験の取扱いを周知する。

京都大学における災害等に伴う休講等の措置等に関する取扱要項(京大 HP)



1. 気象警報等又は交通機関の運休による休講等の措置について

次の(1)~(3)のいずれかに該当する場合、別表に定めるところにより、授業休止又は定期試験延期の措置(以下「休講等の措置」という。)をとる。

- (1) 京都市又は京都市を含む地域に気象等に関する特別警報又は暴風警報(以下「気象警報等」という。)が発表された場合
- (2) 京都市営バスが全面的に運休した場合
- (3) 以下のうち3つ以上の交通機関が全面的に又は部分的に運休した場合
 - ・JR 西日本(京都線、琵琶湖線、湖西線、奈良線及び嵯峨野線)
 - · 阪急電鉄(京都河原町駅~大阪梅田駅間)
 - ・京阪電鉄(出町柳駅~淀屋橋駅又は中之島駅間)
 - ·近畿日本鉄道(京都駅~大和西大寺駅間)
 - · 京都市営地下鉄

<別表>

1・2時限の授業及び定期試験の取扱い

状 況	授業及び定期試験の取扱い
午前6時30分の時点で(1)~(3)のいずれかに該当する場合 午前6時30分から午前8時45分までの間に(1) ~(3)のいずれかに該当することとなった場合	1・2時限は、休講等の措置をとる。
午前8時45分から午前10時30分までの間に(1) ~(3)のいずれかに該当することとなった場合	2時限は、休講等の措置をとる。 1時限の授業及び定期試験はそのまま続けるが、 学生の安全確保上緊急を要すると認められる場合 は、1時限の途中からでも休講等の措置をとる。
午前10時30分から午前12時00分までの間に (1)~(3)のいずれかに該当することとなった 場合	2時限の授業及び定期試験はそのまま続けるが、 学生の安全確保上緊急を要すると認められる場合 は、2時限の途中からでも休講等の措置をとる。

3・4・5時限の授業及び定期試験の取扱い

状況	授業及び定期試験の取扱い
午前6時30分から午前10時30分までの間に(1) ~(3)のいずれにも該当しなくなった場合	3・4・5時限は、授業等を実施する。
午前10時30分の時点で(1)~(3)のいずれかに 該当する場合	
午前10時30分から午後1時00分までの間に(1) ~(3)のいずれかに該当することとなった場	3・4・5時限は、休講等の措置をとる。
合	
午後1時00分から午後2時45分までの間に(1)	4・5時限は、休講等の措置をとる。
~(3)のいずれかに該当することとなった場	3時限の授業及び定期試験はそのまま続けるが、
合	学生の安全確保上緊急を要すると認められる場合
	は、3時限の途中からでも休講等の措置をとる。
午後2時45分から午後4時30分までの間に(1)	5時限は、休講等の措置をとる。
~(3)のいずれかに該当することとなった場	4時限の授業及び定期試験はそのまま続けるが、
合	学生の安全確保上緊急を要すると認められる場合
	は、4時限の途中からでも休講等の措置をとる。
午後4時30分から午後6時00分までの間に(1)	5 時限の授業及び定期試験はそのまま続けるが、
~(3)のいずれかに該当することとなった場	学生の安全確保上緊急を要すると認められる場合
合	は、5時限の途中からでも休講等の措置をとる。

2. 地震による休講等の措置について

吉田キャンパス、宇治キャンパス及び桂キャンパスを含む地域で震度 6 弱以上の地震が発生した場合、当分の間、休講等の措置をとる。

3. 法学研究科長の判断による休講等の措置について

1. および2. のほか、法学研究科長が学生の安全確保のため必要があると判断した場合、授業等について休講等の措置をとることがある。

※通学途中又は在校中において、気象警報の発令等により、授業の休止又は試験の延期となったとき は、公的機関又は教職員等の指示に従って、自らの安全を確保するようにしてください。

法科大学院における追試験の実施について

1. 対象となる科目

法科大学院において開講されている科目(公共政策教育部との共通科目を含む。)

2. 受験資格

法科大学院生のうち、やむをえない事情で筆記試験を受けることができなかったと専攻長が認めた 者

- ・該当する例
 - ①本人又はその家族の病気

医師が発行する診断書で、試験当日に安静療養が必要である旨の記載があるものを提出する こと。また、家族が病気の場合には、本人が看護しなければならない理由を記した書面をあわ せて提出すること。

②配偶者又は2親等内の親族の死去による忌引

- ・死亡日から起算して、配偶者又は1親等の親族の死去の場合は7日以内(日曜日及び国民の 祝日を含む。以下同じ。)、2親等の親族の死去の場合は5日以内を適用期間とする。
 - ・死亡に関する公的証明書の写しを提出すること。

③交通機関の不通又は大幅な遅延

・大学に届出のある住所地から大学まで標準的に利用されると考えられる交通機関が不通となり、または30分以上遅延した場合をいう。

ただし、自家用車を利用したために交通渋滞等により遅延した場合は対象としない。

・交通機関の発行する遅延証明書を提出すること。

3. 受験資格の認定

- (1) 追試験を受験しようとする者は、すみやかに、2. に定める受験資格を有することの認定(以下、「受験資格認定」という。)を受けるために必要な書類を添えて、法科大学院掛に申し出ること。なお、申出の期限は、最終試験日の翌日(ただし、土・日曜日、国民の祝日を除く。)までとする。
- (2) 受験資格認定の結果は、追って本人に通知する。

4. 試験の時間割

受験資格認定の後、すみやかに掲示する。

本部キャンパス建物配置図







近くにあるAED

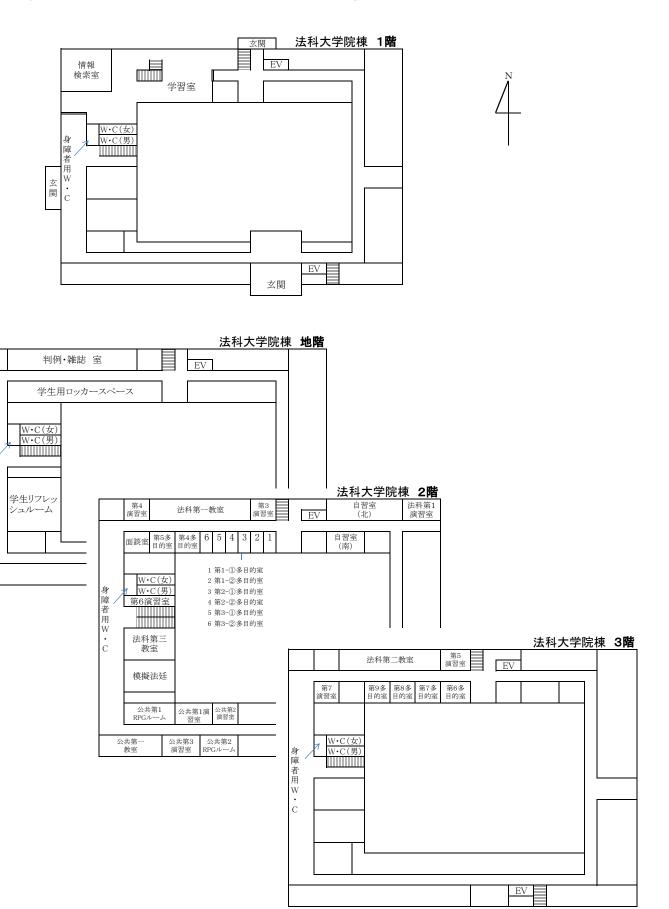
- 3 百周年記念館(時計台)
- 5 法経東館南側玄関前
- 18 附属図書館
- 21 教育学研究科
- 34 総合研究2号館
- 59 生協中央食堂

(注) 4 法経本館 6 法経北館にはありません。

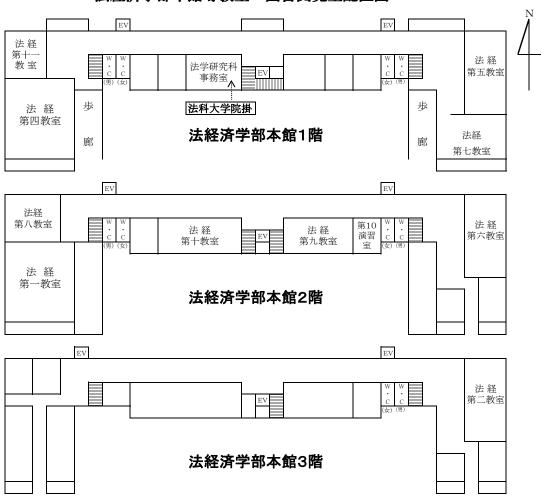
【総合研究2号館】

身障者用W・C

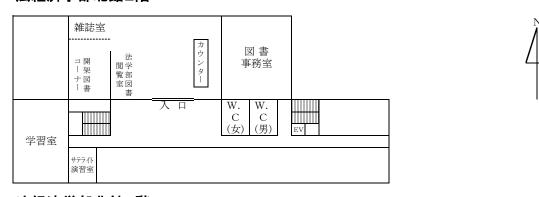
法科大学院棟 教室配置図



法経済学部本館等教室 · 図書閲覧室配置図



法経済学部北館2階



法経済学部北館3階



京都大学単位互換科目シラバス目次

法律実務演習(民事法)(同志社大学シラバス)・・・・・・・・・14頁
同上 日程表16頁
参考 民事法文書作成(京都大学シラバス)・・・・・・・・18頁
春学期(前期)
行政法総合・・・・・・・22頁
商法総合 1 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 5 頁
民事訴訟法総合2・・・・・・・・・・・・・・・・・・27頁
国際法1 · · · · · · · 2 9 頁
秋学期(後期)
刑法総合 2 · · · · · · · 3 1 頁
民事訴訟法総合133頁
国際法 2 · · · · · · · · 3 5 頁
EU 法······ 3 8 頁

対面授業/Face-to-face learning

61200563 法律実務演習(民事法) 2 単位/Unit 通年/All year 今出川/Imadegawa 演習/Seminar

Legal Drafting (Civil Law)

木下 孝治 深谷 格 林 昭一

<概要/Course Content Summary >

いわゆる即日起案方式により、弁護士あるいは裁判官の立場に立って、法的に(民法・会社法・民事訴訟法上)有意義な事実 とそうでない事実が入り交じった素材から、有意義な事実を抽出するとともに、その事実に基づいた法律論を展開し、かつ、 それを文章化する力を養う。実習形式を中心として行い、起案と講評の組み合わせを、あわせて 4 回実施する。起案時間は 3 時間である。

この科目は、京都大学法科大学院と本研究科の単位互換協定に基づき提供されており、京都大学においては必修科目として 運用されている。本研究科においても、学修成果の測定上特別の意味を与えており、特別の正当な事情がない限り、3年次生 の全員が本科目を履修することを目指している。このため、3年次生の履修科目登録に際して、必要な履修指導を行うことに している。

<到達目標/Goals,Aims >

具体的な紛争事例について基礎的な問題発見能力および問題解決能力を養成することを目標とする。

<授業計画/Schedule >

(実施団/Week) (内容/Contents)

第1回 導入

授業のねらいや、授業の進め方などを説明する。

第2,3回 起案1 弁護士の立場に立って(その1)

訴えの提起を検討している者または受けた者が事情を聴取したという設定で、その者の

弁護士の立場で起案をする。主として民法に関連する事案を題材とする。

第4回 講評1

起案1の講評を行う。

第 5, 6 回 起案 2 弁護士の立場に立って(その 2)

訴えの提起を検討している者または受けた者が事情を聴取したという設定で、その者の

弁護士の立場で起案をする。主として会社法に関連する事案を題材とする。

第7回 講評2

起案2の講評を行う。

第8,9回 起案3 裁判官の立場に立って(その1)

受訴裁判所の裁判官の立場に立って起案をする。主として民事訴訟法に関連する事案を

題材とする。

第 10, 11 回 講評 3

起案3の講評を行う。

第 12 回 起案 4 裁判官の立場に立って(その 2)

受訴裁判所の裁判官の立場に立って起案をする。主として民法に関連する事案を題材と

する。

第13回 講評4

起案4の講評を行う。

第 14 回

まとめ

講義全体を通じた問題点の指摘を行う。

第 15 回 まとめ

同志社の受講生のみを対象として、講義の受講を通じて明らかになった課題につき復習・

学習支援を行う。

起案のために特別の準備をする必要はない。起案の返却後に、解説及び添削内容をよく復習することが重要である。

<成績評価基準/Evaluation Criteria >

平常点 30%

課題への取組み状況、欠席状況など。

起案内容 70%

事例問題に対する分析能力、解答作成能力を勘案して、評価を行う。

各起案ごとに合否判定を行う。起案において3回不合格となった者および欠席回数(起案は授業2回分,講評は授業1回分)

が5回以上の者には、単位認定を行わない。最終の成績評価は、「合格」または「不合格」とする。

<授業形態備考/Class type >

授業の実施方法については、京都大学法科大学院の定めるところに従う。このため、同志社大学大学院司法研究科において決定する授業の実施方法、実施方針と異なる方法により実施される可能性がある。

<備考/Remarks >

本科目は、京都大学法学研究科法曹養成専攻との単位互換プログラムにより、京都大学において開講される「民事法文書作成」を受講することによって、成績評価を受け、単位を取得することができるものである。開講日時、開講地ほか、詳細については、別冊子を参照すること。

2022年度 (旧)法律実務演習(民事法)日程表

実施回	日程	時間	内容	場所
第1回	2022年4月9日	2講時	イントロダクション	京都大学
第2回、第3回	2022年4月16日	9:30~12:30	第1回起案 民法①	同志社大学
第4回	2022年5月21日	2講時	第1回講評	京都大学
第5回、第6回	2022年6月4日	9:30~12:30	第2回起案 商法	同志社大学
第7回	2022年7月9日	2講時	第2回講評	京都大学
第8回、第9回	2022年10月1日	9:30~12:30	第3回起案 民事訴訟法	同志社大学
第10回	2022年11月5日	2講時	第3回講評	京都大学
第11回、第12回	2022年11月26日	9:30~12:30	第4回起案 民法②	同志社大学
第13回、第14回	2023年1月7日	9:30~12:30	第4回講評・まとめ	京都大学
第15回	2023年1月7日	未定	まとめ	同志社大学

教室

京都大学:法経第一教室 同志社大学:KMB203

2022年度 (新)法律実務演習(民事法)日程表

実施回	日程	時間	内容	場所
第1回	2022年11月26日	2講時	イントロダクション	京都大学
第2回、第3回	2022年12月3日	9:30~12:30	第1回起案 民法①	同志社大学
第4回	2023年1月7日	2講時	第1回講評	京都大学
第5回、第6回	2023年2月10日	9:30~12:30	第2回起案 商法	同志社大学
第7回	2023年3月18日	2講時	第2回講評	京都大学
第8回、第9回	2023年4月8日	9:30~12:30	第3回起案 民事訴訟法	同志社大学
第10回	2023年5月13日	2講時	第3回講評	京都大学
第11回、第12回	2023年5月20日	9:30~12:30	第4回起案 民法②	同志社大学
第13回、第14回	2023年6月24日	9:30~12:30	第4回講評・まとめ	京都大学
第15回	2023年6月24日	未定	まとめ	同志社大学

教室

京都大学:法経第一教室 同志社大学:KMB203

潮見 佳男・山本 克己・洲崎 博史・ 科目名 民事法文書作成[Civil Legal Writing] 担当 木村 敦子・小久保 孝雄・本多 クラネ 開講期 诵年 曜時限 単位 配当年次 3 土1 土2 1 2. 数

いわゆる即日起案方式により、弁護士あるいは裁判官の立場に立って、法的に(特に民法・会社法・民事訴訟法上)有意的な事実とそうでない事実が入り交じった素材から、有意的な事実を抽出するとともに、その事実に基づいた法律論を展開し、かつ、それを文章化する力を養う。

授 業 形 式

実習形式を中心とする。

2 コマの起案と1 コマの講評の組み合わせを、計4 セット実施する。また、各人の起案について、現役の弁護士による添削を実施する。

授 業 内 容

日程の詳細は、便覧掲載の「土曜日開講科目・隔週講義科目の日程」を参照のこと(各回で開始時刻が異なることに注意)。日時変更等は、WLJの科目のお知らせ、「休講・補講などのお知らせ」タブに掲載されるので注意すること。

第1回 導入(4/9)

授業の狙いや、授業の進め方などを説明する。

第2回・第3回 起案1 弁護士の立場に立って(その1)(4/16、2コマ連続) 訴えの提起を検討している者または受けた者から事情を聴取したという設定で、その者の弁護士の立場 で起案をする。主として民法に関連する事案を題材とする。

第4回 講評1(5/21)

起案1の講評

第5回・第6回 起案2 弁護士の立場に立って(その2)(6/4、2コマ連続) 訴えの提起を検討している者または受けた者から事情を聴取したという設定で、その者の弁護士の立場 で起案をする。主として会社法に関連する事案を題材とする。

第7回 講評2(7/9)

起案2の講評

第8回・第9回 起案3 裁判官の立場に立って(その1)(10/1、2コマ連続) 受訴裁判所の裁判官の立場に立って起案をする。主として民事訴訟法に関連する事案を題材とする。

第10回 講評3(11/5)

起案3の講評

第 11 回・第 12 回 起案 4 裁判官の立場に立って(その 2)(11/26、2 コマ連続) 受訴裁判所の裁判官の立場に立って起案をする。主として民法に関連する事案を題材とする。

第13回 講評4(1/7)

起案4の講評

第14回 まとめ(1/7)

講義全体を通じた問題点の指摘を行う。

成績評価方法等

起案において3回不合格になった者および欠席回数(起案は授業2回分、講評は授業1回分とカウント

する)が4回以上の者には、単位を付与しない。

起案において 2 回不合格になった者については、年度末の口頭試問によって合否判定を行う。詳細は第 1 回の授業で説明する。

リサーチ・ペーパー

無

教

材

なし

到 達 目 標

上記「授業内容」記載の各項目について、その内容を具体的に論ずることができるように理解し、上記 「概要」記載の成果を得ることである。

そ の 他

履修要件:なし

注意 (授業外学習 (予習・復習) 等を含む):

- ・起案にあたっては六法を貸与する。
- ・復習にあたっては、起案の評価、全体の講評等に基づき、自己の起案において十分でなかった部分を中心に、しっかりと復習をしておくこと。
- ・添削済みの起案は、講評直前の木曜日、13:30~15:00 に、法科大学院掛事務室にて返却の予定。
- ・各回の優秀起案から参考起案を選び、学習室内で開示している。開示期間は、次回の起案の前週までである。参考起案は、学習室内での閲覧に限ることとし、複写や学習室外への持ち出しを禁じる。
- ・過去3年分の課題と講評資料を学習室内に置いて開示している。学習室外への持ち出しは禁じるが、複写は許可する。

使用言語:日本語

科目ナンバリング: P-LAW2072360PJ41

笠井 正俊・山下 徹哉・長野 史寛・ 科目名 民事法文書作成「Civil Legal Writing] 担当 和田 勝行・小久保 孝雄・本多 俊雄 of a company 後期前 開講期 曜時限 単位 配当年次 $\pm 1 \pm 2$ 2. 1 期

旺

粟

いわゆる即日起案方式により、弁護士あるいは裁判官の立場に立って、法的に(特に民法・会社法・民事 訴訟法上)有意的な事実とそうでない事実が入り交じった素材から、有意的な事実を抽出するとともに、 その事実に基づいた法律論を展開し、かつ、それを文章化する力を養う。

授 業 形 式

実習形式を中心とする。

2 コマの起案と1 コマの講評の組み合わせを、計4 セット実施する。また、各人の起案について、現役の弁護士による添削を実施する。

授 業 内 容

日程の詳細は、便覧掲載の「土曜日開講科目・隔週講義科目の日程」を参照のこと(各回で開始時刻が異なること、起案2は金曜日に実施されることに注意)。日時変更等は、WLJの科目のお知らせ、「休講・補講などのお知らせ」タブに掲載されるので注意すること。

第1回 導入(11/26)

授業の狙いや、授業の進め方などを説明する。

第2回・第3回 起案1 弁護士の立場に立って(その1)(12/3、2コマ連続) 転えの提起を検討している考束をは受けた考れら事情を聴取したという設定で、その考の4

訴えの提起を検討している者または受けた者から事情を聴取したという設定で、その者の弁護士の立場 で起案をする。主として民法に関連する事案を題材とする。

第4回 講評1(1/7)

起案1の講評

第5回・第6回 起案2 弁護士の立場に立って(その2)(2/10、2コマ連続)

訴えの提起を検討している者または受けた者から事情を聴取したという設定で、その者の弁護士の立場 で起案をする。主として会社法に関連する事案を題材とする。

第7回 講評2 (3/18)

起案2の講評

第8回・第9回 起案3 裁判官の立場に立って(その1)(4/8、2コマ連続)

受訴裁判所の裁判官の立場に立って起案をする。主として民事訴訟法に関連する事案を題材とする。

第10回 講評3(5/13)

起案3の講評

第 11 回・第 12 回 起案 4 裁判官の立場に立って(その 2)(5/20、2 コマ連続)

受訴裁判所の裁判官の立場に立って起案をする。主として民法に関連する事案を題材とする。

第 13 回 講評 4 (6/24)

起案4の講評

第14回 まとめ(6/24)

講義全体を通じた問題点の指摘を行う。

成績評価方法等

起案において 3 回不合格になった者および欠席回数(起案は授業 2 回分、講評は授業 1 回分とカウント

する)が4回以上の者には、単位を付与しない。

材

起案において 2 回不合格になった者については、年度末の口頭試問によって合否判定を行う。詳細は第 1 回の授業で説明する。

リサーチ・ペーパー

無

教

なし

到 達 目 標

上記「授業内容」記載の各項目について、その内容を具体的に論ずることができるように理解し、上記「概要」記載の成果を得ることである。

そ の 他

履修要件:なし

注意(授業外学習(予習・復習)等を含む):

- ・起案にあたっては六法を貸与する。
- ・復習にあたっては、起案の評価、全体の講評等に基づき、自己の起案において十分でなかった部分を中心に、しっかりと復習をしておくこと。
- ・添削済みの起案は、講評直前の木曜日、13:30~15:00 に、法科大学院掛事務室にて返却の予定。
- ・各回の優秀起案から参考起案を選び、学習室内で開示している。開示期間は、次回の起案の前週までである。参考起案は、学習室内での閲覧に限ることとし、複写や学習室外への持ち出しを禁じる。
- ・過去3年分の課題と講評資料を学習室内に置いて開示している。学習室外への持ち出しは禁じるが、複写は許可する。

使用言語:日本語

科目ナンバリング: P-LAW2062370PJ41

利目名	行政法総合[(Advanced)]	Administrative	Law 担当 原田	大樹・須田 守	
配当年次	2 開講期	前期に限り	水 5 水 4	クラネ 数 3	単位 2

行政活動は、その目的、手段のいずれもが多様であり、国民の権利義務に直接に影響することが多く、さらに、能動的・恒常的に日常生活に介入する。このような行政活動のうちでも特に重要なのは、対外的な(国民に対して行われる)活動である。また、違法な行政活動がなされた場合には、国民の側からその救済を求める手段も重要となる。本講義においては、これらを規律する行政作用法・行政救済法の一般理論を中心にその法的課題を検討するとともに、判例・裁判例で問題とされている個別行政法規の仕組みについても理解を深める。

具体的には、行政活動に対する法的分析の基盤である法律による行政の原理がどのような局面で問題とされるかを、「行政上の規範」「行政行為(行政処分)」、「行政手続」、「行政裁量」、「実効性確保」などの理論枠組みに即して学ぶ。次に、行政訴訟の典型である「取消訴訟」の訴訟要件、審理及び判決の効力について扱う。さらに、その他の行政訴訟の類型、仮の権利救済の順に取り上げることとする。

授 業 形 式

双方向・多方向形式による。判例を中心とする事例を素材に授業を行うが、判例の蓄積の乏しい事項については、法律の規定や学説を素材にする。各テーマについての十分な予習が望まれる。

授 業 内 容

1. 行政上の規範(命令等・計画・条例)

行政立法すなわち政令・省令などの制定行為に関する法的仕組み、実体的統制法理、事前手続による統制、さらには司法的統制のあり方を検討する。行政上の計画や、法律と条例の関係の問題もここで扱う。また、裁量基準についてもここで一度触れる。

2. 行政行為(行政処分)

行政行為(行政処分)は、行政法秩序の鍵概念の 1 つであるとともに、それについては多様な理論が形成されているので、それらを順次検討する。まず、行政行為(行政処分)の概念・効力、それに関連して、いわゆる取消しと無効の区別(公定力)を扱い、実体法理として行政行為の職権取消し・撤回に関する問題を取り上げる。

3. 行政手続・行政調査

適正手続の法理と憲法との関係、行政手続法制定の意義、行政調査などについて検討したのち、行政手続法が申請に対する処分について定めている仕組み(審査基準、審査応答義務、理由提示など)および同法が定めている不利益処分に際しての事前手続(聴聞などの意見陳述手続、聴聞手続に組み込まれている文書閲覧など)について検討する。

4. 行政裁量

行政裁量の意義(自由裁量と覊束裁量の区別の問題を含む)および行政裁量を統制する仕組みとしての 裁量基準について検討したのち、行政裁量の司法審査の問題を、判例・裁判例に即して検討する。

5. 行政の諸行為形式

行政指導は、わが国行政実務においてよく用いられる手段である。そこで、まず行政指導が行政実務の中において果たしている役割を検討し、それを踏まえて行政指導の法的限界について検討する。その際には、行政手続法における行政指導に関する規定が主たる検討素材である。また、行政指導に類する機能を持つ行政上の契約についても、併せて取り扱う。

6. 行政規制の実効性確保

行政に対して国民が負う義務の強制的な実現に関する問題と、国民が行政上の義務を履行しなかった場合の制裁の問題を「行政規制の実効性の確保」として位置づけ、それぞれについて検討する。行政上の義務の強制的実現の方法としては、行政上の強制執行と司法的執行の双方を扱う。行政上の制裁としては、

伝統的な手法である行政罰の他、近年では、公表や行政サービスの提供の拒否などが用いられるようになり、独自の問題を提起しているので、それについても検討する。

7. 取消訴訟の対象(1)

取消訴訟の対象は最も論議の多い問題の一つであり、その対象と認められるか、すなわち処分性が認められるかは、実体法の規定に加えて、関連する国民の権利・利益の性質、別の機会における争訟提起の可能性等に係る複雑な問題である。ここではまず、処分性の一般的な定式と、原則的・例外的な処理を扱った代表的な裁判例を中心に検討する。

8. 取消訴訟の対象 (2)

引き続き取消訴訟の対象を検討し、特に、一連の行政過程の最終段階以前の段階で行われる行為の処分性に係る問題を中心に取り扱う。処分性をめぐる最高裁判例が一般的な定式の枠内に納まっているかも併せて検討する。

9. 取消訴訟の原告適格

同じく、最も論議の多い問題の一つである原告適格について、学説の理解を深めると共に、判例の流れを具体的事案に即して検討する。

10. 取消訴訟の訴えの利益

訴えの客観的利益(狭義の訴えの利益)について取り扱う。具体的な場合における訴えの客観的利益の存否は、関係する実体法の規定上、当該処分にどのような位置づけが与えられているかが決定的である。そこで、訴えの利益が論点となった具体的な判例・裁判例に即して、検討を進める。

11. 取消訴訟の審理・判決

取消訴訟の審理・判決に係る諸問題を検討する。審理に関しては、立証責任、違法判断の基準時、主張制限、複雑な訴訟形態を取り上げる。また、判決に関しては、取消判決の効力及び事情判決について理解を深める。

12. 行政訴訟の諸形式(1)

取消訴訟以外の行政訴訟の諸形式のうち、無効等確認訴訟、不作為の違法確認訴訟、義務付け訴訟、差止 訴訟、当事者訴訟(確認訴訟を含む)とその利用方法について検討する。

13. 行政訴訟の諸形式(2)

前回に引き続き各訴訟形式について検討するとともに、いわゆる客観訴訟のうち住民訴訟にも言及する。

14. 仮の権利救済

行政訴訟の仮の権利救済に関する問題、具体的には執行停止、仮の義務付け、仮の差止め、仮処分の制限 などの問題を検討する。

成績評価方法等

筆記試験の成績を基礎として、プラスマイナス5点以内の範囲で平常点を加味することがある。 なお、4回以上授業を欠席した場合には、単位を認めない。

リサーチ・ペーパー

無

教____

教科書:

稲葉馨ほか編『ケースブック行政法』(第6版、弘文堂、2018年)

材

参え書・

授業中に指示する。

到 達 目 標

上記「授業内容」記載の各項目についてその内容を具体的に説明できるように理解して、上記「概要」記載の成果を得ることである。

行政法の基礎、公法総合(行政法部分)と合わせた到達目標は、別に記載する「京都大学法科大学院の到 達目標」(行政法)のとおりである。 そ の 他

履修要件:特になし。

授業外学習(予習・復習)等:

web (PandA・教材配布ページ) を経由して配布する予習課題・復習課題に取り組む (※Westlaw では配布

しない)。

使用言語:日本語 科目ナンバリング:P-LAW2062030LJ41

科目名。	商 法 総 合 1 (Advanced) I]	[Corporation	Law 担当 前田	雅弘・齊藤 耳	真紀・白井 正和
配当年次	2 開講期	前期 曜時限	火 3	クラス 数	3 単位 2

概 要

法科大学院1年次基礎科目の「商法の基礎」において(法学未修者の場合)、または法学部での商法の授業等によって(既修者の場合)、商法に関する初歩的な知識・考え方を修得していることを前提に、会社および商取引にかかる法律問題のうち、しばしば裁判で争われ、判例となって現れることの多いテーマを取り上げる。具体的事例を素材としつつ、それらのケースにいかなる法律問題があり、いかに解決されるべきかを検討する。

授 業 形 式

双方向・多方向形式による。

授 業 内 容

1. 株式の譲渡

株式譲渡の対抗要件、定款による譲渡制限、契約による譲渡制限(とりわけ従業員持株制度と譲渡制限の 関係)など株式譲渡にかかわる法律問題を扱う。

2. 株主総会決議の瑕疵等

取消事由・無効事由・不存在事由の具体例を検討するとともに、決議が取り消された場合の法律関係の処理についても考察する。取締役会決議の瑕疵もあわせて扱う。

3. 代表行為と取引の安全

必要な決議(取締役会決議、株主総会決議)を欠いて行われた会社代表者の会社代表行為の効力、会社代表者が代表権を濫用して行った取引の効力、さらに会社代表者の選任手続に瑕疵がある場合の当該代表者の代表行為の効力について検討する。

4. 競業取引・利益相反取引

競業取引・利益相反取引(会社法356条)にあたるのはどのようなケースか。また、競業取引・利益相反 取引が行われた場合に取締役が会社に対してどのような責任を負うかについて考察する。

5. 取締役の報酬

会社法 361 条の適用範囲という伝統的な論点とともに、近時裁判で争われることの多い報酬の減額の可否ないし減額のための手続についても考察する。

6. 取締役の会社に対する責任

取締役が会社に対する責任を問われるのはいかなる場合かについて、経営判断原則や法令遵守義務に留意しながら検討する。

7. 取締役の第三者に対する責任

主として閉鎖会社の倒産を念頭に置きながら、取締役が会社債権者等に対していかなる責任を負うのかを検討する。法人格否認の法理も併せて扱う。

8. 違法な募集株式の発行

有利発行や不公正発行の場合に、株主がいかなる救済を受けられるかについて(新株発行差止請求、新株発行無効の訴え等)検討する。

9. 設立

会社の設立手続中に発起人がした行為の効果は誰に帰属するか。また、設立手続に関して発起人はどのような責任を負うか。発起人の権限と責任について検討する。

10. 株主代表訴訟

株主代表訴訟を提起できる範囲、訴え提起の手続、和解の可否等、株主代表訴訟をめぐる諸問題について 検討する。

11. 監查役、会計監查人、計算

監査役の資格、監査役・会計監査人の義務と責任、計算書類、剰余金の配当等について検討する。

12. 会社法総則の諸問題

商業登記、商事代理・名板貸、営業(事業)譲渡など、商法総則(会社法総則)における重要問題を検討する。

13. 手形法の諸問題

手形の流通保護のための諸ルール(人的抗弁の切断、善意取得等)を中心に、手形法の重要問題を検討する。具体的な設例はWLJのシステムでアップロードする。

14. 総括

成績評価方法等

成績評価は、筆記試験の成績を基礎として、プラスマイナス3点の範囲内で平常点を加味する。 なお、4回以上授業を欠席した場合には、単位を認めない。

リサーチ・ペーパー

無

教

- ① 教科書:前田雅弘=洲崎博史=北村雅史『会社法事例演習教材(第4版)』(有斐閣・2022年)。
- ② 参考書:第1回目の授業までに WLJ のシステムで指示する。

材

到 達 目 標

上記「授業内容」記載の各項目についてその内容を具体的に説明できるように理解して、上記「概要」記載の成果を得ることである。

「商法」関係の基礎科目と基幹科目を通じての到達目標については、別に掲載する「京都大学法科大学院の到達目標」(商法)のとおりである。

そ の 他

履修要件:特になし

授業外学習(予習・復習):予習を前提に、授業に積極的に参加することが望まれる。

使用言語:日本語

科目ナンバリング: P-LAW2062280LJ41

利目名	民事 (Advar	斥訟法総合 nced) II]	2 [Civi	.l Proced	ure 担当 笠井	正俊・山田	文・山本 克己	
配当年次	3	開講期	前期	· · ·	木 2	クラジ	3 単位	2

概

民事訴訟の判決手続のうち訴訟の終了、請求の複数、多数当事者訴訟および上訴・再審に関して、実務の 取扱いならびに主要な問題点をめぐる裁判例および学説の動向を分析・検討し、理解を深め、応用力を養 う。また、判決の効力、訴訟承継等についての理解を十分なものとするために、民事執行および民事保全 に関する基礎的事項の理解を得させる。

授 業 形 式

双方向・多方向形式

授 業 内 容

1. 民事執行の開始要件等

民事執行の種類、民事執行手続と民事保全手続の機能について基本的な理解を得る。そして、執行力のある債務名義の正本の具体例について整理・分析するとともに、民事執行の当事者について検討する。また、民事執行法上の不服申立方法について具体的に理解させる。さらに、簡易迅速な債務名義の成立等の観点から、少額訴訟、督促手続等の略式手続や簡易裁判所の訴訟手続に関する特則についても検討を加える。

- 2. 裁判・判決の種類、判決の効力 I (既判力の客観的範囲)
- 判決・決定・命令のそれぞれの種類、不服申立て方法の相違等について理解を得るとともに、判決の効力について検討する。ここでは、特に、既判力の客観的範囲について、具体的な事例に基づいて分析する。
- 3. 判決の効力Ⅱ (既判力の時的限界)

確定判決の既判力の時的限界に関する裁判例を分析するとともに、基準時後の事情変更をどのように考慮すべきかについて検討する。

- 4. 判決の効力Ⅲ(判決理由中の判断の拘束力)
- 判決の理由中の判断の拘束力等について、裁判例や学説を素材に検討する。
- 5. 判決の効力IV (判決効の主観的範囲)
- 確定判決の既判力および判決の執行力の主観的範囲について、具体的な事例に基づいて分析する。
- 6. 当事者の行為による訴訟の終了

訴えの取下げ、請求の放棄・認諾、和解に関し、訴訟代理人の権限の範囲をめぐる問題を含めて検討するとともに、それらの訴訟戦略上の意義についても議論を行う。

7. 請求の複数

請求の客観的併合、訴えの変更、反訴、中間確認の訴えに関する主要問題について、上訴との関係を含め て検討する。

8. 共同訴訟 I

共同訴訟について、併合原因や併合形態について分類、整理する。また、通常共同訴訟をめぐる諸問題について、学説や裁判例の展開を分析する。

9. 共同訴訟Ⅱ

必要的共同訴訟、共同訴訟参加に関し、主要な裁判例の分析を通じて、具体的な事案の解決の在り方を検討する。

10. 補助参加

補助参加の利益、参加人の訴訟行為の効果、参加的効力、共同訴訟的補助参加に関する諸問題について、

裁判例や学説の展開を分析し、今後の課題を検討する。

11. 訴訟告知、同時審判申出訴訟

訴訟告知の意義と効果について裁判例を素材として分析するとともに、同時審判申出訴訟の手続の規律について検討を加える。

12. 独立当事者参加、訴訟承継、任意的当事者変更

独立当事者参加、当然承継および参加・引受承継について、具体的事例を前提として、要件・効果を分析する。また、任意的当事者変更の可能性についても検討する。

13. 上訴

上訴に関しては、これまでの項目で各種の問題(不利益変更禁止の原則、請求の各種併合形態と上訴の関係等)について取り扱ってきたところであるが、ここでは、上訴の利益について分析するとともに、上訴審の手続の特色について概観する。

14. 再審、判決の無効

確定判決の効力の争い方について分析し、再審の要件と手続について理解を得るとともに、判決が無効となる場合についても検討を加える。

成績評価方法等

成績評価は、筆記試験の成績を基礎に、-3~+3点の範囲で平常点(出欠状況、授業での議論への参加 状況等)を加味して行う。

なお、4回以上授業を欠席した場合には、単位を認めない。

リサーチ・ペーパー

無

教

材

教科書:

三木浩一・山本和彦・上野泰男・大村雅彦・中西正・坂田宏・高田昌宏・山田文

『ロースクール民事訴訟法』[第5版](有斐閣)

長谷部由起子・山本弘・松下淳一・山本和彦・笠井正俊・菱田雄郷

『ケースブック民事訴訟法』[第4版](弘文堂)

到 達 目 標

上記「授業内容」記載の各項目についてその内容を具体的に説明できるように理解して、上記「概要」記載の成果を得ることである。

「民事訴訟法」関係の基礎科目と基幹科目を通じての到達目標については、別に掲載する「京都大学法科 大学院の到達目標」(民事訴訟法)のとおりである。

そ の 他

履修要件:特になし

授業外学習(予習・復習):毎回、入念に予習した上、積極的に議論に参加することが望まれる。

使用言語:日本語

科目ナンバリング: P-LAW2072340LJ41

科目名	国際法	1 [Internat	ional	Law I]	Estimate to the	担当 玉田	大		•		
配当年次	2.3	開講期	前期	曜時限	月 1			クラス 数	1	単位	2

概

国際法1(前期)および国際法2(後期)をあわせて現代国際法全般を体系的に学ぶ。

国際法 1 では、主として国際法の総論的部分と、国家の地位および国家管轄権、さらに人的管轄にかか わる分野を取り扱う。上記分野に関連する国際法規則の内容を把握するとともに、その背景にある考え 方を理解することを目指す。

国際法を使いこなすことのできる実務法曹は世界中で求められており、日本でもその必要性は高まる一方である。講義においては具体的紛争事例・裁判例を中心に扱う。

授 業 形 式

双方向・多方向形式を基本とする。受講生は、教科書に加えて、関連資料を事前に読み込んだ上、疑問点や自分自身の見解をもって講義に臨むことが求められる。

授 業 内 容

- 1. 国際法の基本構造
- 2. 法源:慣習国際法、法の一般原則
- 3. 条約法:成立、留保、解釈·適用
- 4. 条約法:無効、終了、運用停止
- 5. 国家:国家要件、国家承認、政府承認
- 6. 国家:国家承継
- 7. 主権:管轄権、不干渉原則
- 8. 主権:主権免除
- 9. 国家機関:外交関係、領事関係
- 10. 領域:国家領域
- 11. 領域:国際化地域
- 12. 外国人の法的地位
- 13. 国際人権法
- 14. 国際刑事法

成績評価方法等

成績評価は、筆記試験の成績を基礎として、プラスマイナス5点の範囲内で平常点を加味する。なお、4回以上授業を欠席した場合は単位を認めない。

リサーチ・ペーパー

無

材

- ・教科書:浅田正彦編『国際法』(第4版、東信堂、2019年)
- ・参考書:授業中に指示する。

なお、判例集は森川幸一他編『国際法判例百選』(第3版、有斐閣、2021年)、条約集は浅田正彦編『ベーシック条約集 2022年版』(東信堂、2022年)を用いる予定である。その他の判例集・条約集も多く出版されているため、選択方法については初回講義時に指示する。

到 達 目 標

上記「授業内容」記載の各項目についてその内容を具体的に説明できるように理解して、上記「概要」記載の成果を得ることである。

そ の 他

履修要件:特になし。

授業外学習(予習・復習)等:授業では予習を前提として議論を深めていくので、予習は必須である。また、過度な負担にならないように配慮しつつ、英語資料も一定程度用いる。英語で仕事のできる実務法曹は日本の内外で求められており、法科大学院在学中にある程度慣れておくことが非常に望ましい。

使用言語:日本語

科目ナンバリング: P-LAW2065260LJ41

科目名。	刑法総合 2 []	Criminal I	Law (Advanced)	担当高山	佳奈子・安田	拓人・塩見	淳
配当年次	2	引講期 後期	曜時限 金2		クラス・数	3 単位	2

本科目は、刑法総論・犯罪論のうち共犯の部分と刑法各論を範囲として、解釈論上または実務上特に重要な問題について重点的に学ぶことを目的とする。その際、近年の判例および学説の展開と、立法に関する議論にも留意する。

授 業 形 式

概

双方向・多方向形式による。判例を中心とする事例を素材にして授業を行う。

授 業 内 容

1. 正犯と共犯(1)

正犯と共犯は、2回に分けて授業を行う。第1回は、正犯の概念を検討し、間接正犯・共謀共同正犯の成立範囲、および、正犯と従犯の区別を取りあげる。さらに、個別の領域に関わる論点として、共同正犯については、片面的共同正犯、共犯と錯誤、過失と共同正犯、承継的共同正犯、共犯関係からの離脱、狭義の共犯については、幇助の因果性、不作為と共犯、共犯と身分について検討する。

2. 正犯と共犯(2)

第2回は、第1回で検討できなかった残された論点を取りあげる。

3. 事例による検討

具体的な事例を設定し、判例・学説に関するこれまでの知識を応用してどのように解決されるべきかを 検討する。これにより知識の単なる記憶を超えた一層の定着及び深化を図ることを目的とする。

4. 自由・名誉に対する罪

生命・身体に次いで重要な法益として位置づけられている自由・名誉に対する罪のうち、主要なものを取りあげる。逮捕・監禁罪、略取・誘拐罪、住居侵入罪においては、いずれも保護法益の理解が中心的な問題である。名誉毀損罪に関しては、名誉の概念、公然性、真実性の証明・誤信をめぐる判例・学説の議論を検討する。

5. 窃盗の罪・毀棄隠匿の罪

財産犯のうちで比較的構造が単純で件数も多い窃盗罪を中心に、併せて毀棄隠匿罪も取りあげる。窃盗 罪では、保護法益、占有の有無と限界、不法領得の意思など、他の財産犯にも共通する問題に検討を加え る。

6. 強盗の罪

強盗罪自体の成立に関わる論点、例えば、恐喝との限界づけ、暴行・脅迫と奪取との因果関係、暴行・脅 迫後の領得意思、2項強盗における利得の意義などとともに、事後強盗罪や強盗致死傷罪も多くの難しい 問題を含んでいるところから、それらも併せて取りあげて考察する。

7. 事例による検討

具体的な事例を設定し、判例・学説に関するこれまでの知識を応用してどのように解決されるべきかを 検討する。これにより知識の単なる記憶を超えた一層の定着及び深化を図ることを目的とする。

8. 詐欺及び恐喝の罪

財産犯は「犯罪」ではあるが、特に交付罪の類型では、通常の取引活動と境を接するような形態も少なくない。ここでは、相当対価の提供、「欺く」行為の意義、権利行使と恐喝罪、不作為による詐欺、交付・処分行為の意義などの諸問題を検討する。

9. 横領及び背任の罪

委託物横領罪と背任罪とは、他者からの財産的信頼に違背して加害利得する罪である点で共通する。両

者の類似と相違とに留意しながら、横領罪については、物の他人性、不法領得の意思、横領行為、背仟罪 については、事務処理者、図利加害目的、任務違背性、財産上の損害の要件をそれぞれ検討する。

10. 事例による検討

具体的な事例を設定し、判例・学説に関するこれまでの知識を応用してどのように解決されるべきかを 検討する。これにより知識の単なる記憶を超えた一層の定着及び深化を図ることを目的とする。

11. 公共の安全に対する罪

公共危険犯として放火罪を中心に往来危険罪も併せて取りあげる。放火罪では、公共の危険・焼損の意 義、建造物の現住性・一個性などの要件について、放火をとりまく状況の変化にも留意しつつ考察する。

12. 偽造の罪

各種の偽造罪のうち文書偽造罪を中心に、文書性、有形偽造の概念、行使の概念を対象として検討を行 う。通称使用、同姓同名の者の有する資格の冒用、替え玉受験や交通違反の場合における名義人の承諾に 基づいた文書作成など、近時の判例で議論されている問題を重点的に取りあげる。

13. 公務の執行を妨害する罪・犯人蔵匿及び証拠隠滅の罪・賄賂の罪

国家的法益に対する罪のうち、公務執行妨害罪と賄賂罪を中心に犯人蔵匿罪・証拠隠滅罪も併せて取り あげる。公務執行妨害罪については、公務の適法性、時間的範囲などをめぐる諸問題、賄賂罪について は、職務の概念および賄賂性をめぐる諸論点の検討を行う。特に職務行為に関しては、転職後の収賄の問 題や、一般的職務権限や職務密接関連行為など本来的職務の周辺に位置する行為の問題などにも留意す る。

14. 事例による検討

具体的な事例を設定し、判例・学説に関するこれまでの知識を応用してどのように解決されるべきかを 検討する。これにより知識の単なる記憶を超えた一層の定着および深化を図ることを目的とする。

成績評価方法等

筆記試験および平常点による。平常点は筆記試験の成績にプラス・マイナス5点の範囲で加味する。 なお、4回以上授業を欠席した場合には、単位を認めない。

リサーチ・ペーパー

無

教

材

教科書: 岩間康夫・塩見淳・小田直樹・橋田久・高山佳奈子・安田拓人・齊藤彰子・小島陽介 著『ケースブック 刑法 (第3版)』(有斐閣、2017年)

「事例による検討」で用いる事例は、事前に本システムを通して配布する。

参考書:

授業において指示する。

達 標

上記「授業内容」記載の各項目についてその内容を具体的に説明できるように理解して、上記「概要」 記載の成果を得ることである。

「刑法」関係の基礎科目と基幹科目を通じての到達目標については、別に掲載する「京都大学法科大学院 の到達目標」(刑法)のとおりである。

7 σ

履修要件:特になし

授業外学習 (予習・復習):ケースブックの該当する章に挙げられた Case および Questions について 十分に予習をし、授業後に復習をすること。

なお、事前に Case の追加や Questions の修正を指示することがある。本システムの「予習案内」に注 意すること。

使用言語:日本語

科目ナンバリング:P-LAW2062120LJ41

科目名	民事訴訟法総合 Advanced)I]	1 [01/11	Procedure 担当 山	本 克己・笠井	正俊・山田	文
配当年次	2 開講期	後期	雇時限 木 2	クラス数	3 単位	2

民事訴訟の第一審判決手続のうち、訴訟の主体および客体ならびに審理手続の部分について、実務の取扱いならびに主要な問題点をめぐる裁判例および学説の動向を分析・検討し、理解を深め、応用力を養う。

授 業 形 式

双方向・多方向形式

授 業 内 容

1、裁判所

裁判所の意義・構成について基本的な事項を確認した上で、裁判官等の除斥・忌避、管轄、移送等、訴訟 の開始段階で留意すべき重要な事項について、裁判例を素材として検討する。

2. 当事者および訴訟上の代理人

当事者の意義、当事者の確定について、学説や裁判例の状況を検討する。また、法定代理人、法人等の代表者について取り扱うとともに、訴訟代理人に関し、弁護士法の規制と訴訟行為の効力の関係等に関する裁判例を分析し、自らが法曹として活動する際に留意すべき点についても理解を得させる。

3. 訴えの類型、訴訟上の請求 I (処分権主義、訴訟物)

給付訴訟・確認訴訟・形成訴訟の各意義、処分権主義の意義、訴訟物の意義と機能等の重要問題について 具体的事例に基づいて応用力を得させる。また、境界確定訴訟等の形式的形成訴訟における重要な問題 について検討する。さらに、上訴における不利益変更禁止の原則についても考察を加える。

4. 訴訟上の請求Ⅱ (一部請求と残部請求)

給付訴訟の訴訟物、一部請求と残部請求に関し、学説や主要な裁判例を分析・検討し、具体的な事例の解 決方法を探る。

5. 訴訟要件 I (重複起訴の禁止等)

訴訟要件の種類、機能等の総論的部分を取り扱うとともに、重複起訴禁止および相殺の抗弁に関する主要問題を検討する。

6. 訴訟要件Ⅱ (訴えの利益)

確認の利益について、主要な裁判例を素材として、これが認められる場合と認められない場合とのそれ ぞれについて具体的に検討する。また、給付の訴えの利益、形成の訴えの利益についても取り扱う。

7. 訴訟要件Ⅲ(当事者適格総論)

各訴訟類型における当事者適格について整理するとともに、法人内部の訴訟における当事者適格、選定 当事者等の重要な問題について、学説や裁判例の展開を分析する。

8. 訴訟要件IV (訴訟担当)

法定訴訟担当、任意的訴訟担当について、学説や裁判例の状況を分析し、今後の課題を検討する。

9. 訴訟要件 V (団体の当事者能力と当事者適格)

法人格のない社団・財団の当事者能力および当事者適格、拡散利益と当事者適格等の問題について、学説と裁判例の展開を分析し、今後の課題を検討する。

10. 訴訟行為、訴えの提起、訴訟手続の停止、審理手続総論

訴訟行為の意義と種類を整理するとともに、訴訟上の合意、訴訟行為と実体私法法規の適用等の諸問題についても、学説・裁判例を検討する。また、訴状の提出・審査・送達、期日、期間、訴訟手続の停止、

審理手続の方式等の審理手続について具体的な理解を得させる。そして、これらの手続上現れるものを 含め、当事者権をめぐる重要な問題について検討する。

11. 審理における裁判所と当事者の役割分配 I (弁論主義)

民事訴訟の審理において裁判所と当事者の役割がどのように分配されているかについて検討する。特に、 弁論主義について、裁判例等を分析する。

12. 審理における裁判所と当事者の役割分配Ⅱ (裁判所の職権)

裁判所による釈明権の行使、職権進行主義等について具体的に分析する。また、人事訴訟の特色(職権探知主義等)についても検討する。

13. 口頭弁論の準備、証拠

争点整理の方法、特に弁論準備手続の進め方および在り方について検討する。また、証拠収集方法や各種 証拠調べ手続を概観し、特に、文書提出義務、秘密保護方法、証明妨害の効果について分析する。

14. 復習、補充

上記の諸事項について、質疑応答等を行い、理解を確実なものとする。また、必要に応じて補充的な検討 等をする。

成績評価方法等.

成績評価は、筆記試験の成績を基礎に、-3~+3点の範囲で平常点(出欠状況、授業での議論への参加 状況等)を加味して行う。

なお、4回以上授業を欠席した場合には、単位を認めない。

リサーチ・ペーパー

無

教

材

教科書:

三木浩一・山本和彦・上野泰男・大村雅彦・中西正・坂田宏・高田昌宏・山田文

『ロースクール民事訴訟法』[第5版](有斐閣)、

長谷部由起子・山本弘・松下淳一・山本和彦・笠井正俊・菱田雄郷

『ケースブック民事訴訟法』[第4版](弘文堂)

到 達 目 標

上記「授業内容」記載の各項目についてその内容を具体的に説明できるように理解して、上記「概要」記載の成果を得ることである。

「民事訴訟法」関係の基礎科目と基幹科目を通じての到達目標については、別に掲載する「京都大学法科 大学院の到達目標」(民事訴訟法)のとおりである。

そ の 他

履修要件:特になし

授業外学習(予習・復習):毎回、入念に予習した上、積極的に議論に参加することが望まれる。

使用言語:日本語

科目ナンバリング: P-LAW2062320LJ41

科目名	国際法	2 [Internat	ional	Law II]	担当	濵本	正太郎		
配当年次	2.3	開講期	後期	曜時限	水1		クラズ 数	東位	2

国際法1(前期)と国際法2(後期)をあわせて現代国際法全般を体系的に講義する。

国際法 2 では、海洋法を中心とする国家管轄権の空間的配分・規律と、国際法の実体的規則が破られた場合に対処するための国際法上の制度を扱う。上記分野に関連する国際法規則の内容を把握するとともに、その背景にある考え方を理解することを目指す。

国際法を使いこなすことのできる実務法曹は世界中で求められており、日本でもその必要性は高まる一方である。本講義では、担当教員の日常的な実務経験に基づき、実務で「どのように国際法を使うか」を身につける。そのため、講義においては具体的紛争事例・裁判例を中心に扱う。

授 業 形 式

双方向・多方向形式を基本とする。

授 業 内 容

1. 海洋法(1)

次の2・3とあわせて海洋法の全体を、主として国連海洋法条約に基づいて学ぶ。まず海洋法の歴史、海 洋法秩序の全体像を概観し、領海制度(無害通航権を含む)、国際海峡の通航制度、内水と群島水域、接 続水域の制度を議論する。

2. 海洋法(2)

大陸棚と排他的経済水域(EEZ)の制度を、両者の法制度的異同を明らかにしつつ考察し、海洋の境界画 定問題についても検討する。

3. 海洋法(3)

公海の諸制度(公海自由の原則の意味、沿岸国の追跡権、海上犯罪の取締り等)、深海底の法的地位と開発制度、漁業規制を学ぶ。

4. 国際法の適用(1) ----解釈と規範抵触

法規範を適用するためには、法規範の意味内容を解明しなければならない。とりわけ問題となるのが条約の解釈であるとともに、複数の国際法規範が重複して適用されそうな場合にどのように調整するか、である。ここでは、それら問題に関する国際法実践を学ぶ。

5. 国際法の適用(2) ——国家責任法(1)

国際法に違反した場合にどのような法的効果が生じるか、次の5とあわせて国家責任法に関する諸問題を学ぶ。まず、違法行為の成立要件について理解する。

6. 国際法の適用 (3) ――国家責任法 (2)

違法性阻却事由、国際違法行為に対する国家の国際請求の提起の手続的要件と責任の解除の方法を検討する。

7. 国際法の適用 (4) ---- 国内法秩序における国際法の適用

国際法は、国内法秩序において何らかの形で適用・実施されることが少なくない。伝統的に「国際法と国内法との関係」として論じられてきた問題を概観したのち、国内法秩序において国際法がどのような地位を占めるのか、各国の実践を踏まえつつ、日本法秩序において国際法がどのように扱われているかを理解する。

8. 国際環境法

近年重視される環境の国際的保護をとりあげる。環境の保護と領域主権の関係、環境保護条約における

責任原則の態様につき、越境汚染と地球環境保護との異同を踏まえて理解する。

9. 国際紛争の平和的処理(1)

次の10とあわせて、国際紛争の平和的処理に関する諸問題を検討する。国際紛争(国家間の紛争)を処理する制度のうち、国際裁判以外の方法(仲介、国際審査、調停等)及び国際機構による紛争処理手続を検討する。対抗措置についてもここで扱う。

10. 国際紛争の平和的処理(2)

つづいて、仲裁・司法的処理手続の類型を理解し、国際司法裁判所の裁判制度と手続を学ぶ。そして、近 年における裁判の多元化現象を検討する。

11. 安全保障(1) ――戦争の違法化と自衛権

近世から現代に至るまでの戦争の法的位置づけ、特に戦争の違法化の史的系譜を概観し、さらに、その違法化の例外たる国家による武力行使、すなわち自衛権について理解する。

12. 安全保障(2) ---集団安全保障と国連の平和維持活動

国際連盟及び国際連合で導入された集団安全保障制度について、両者を対比しつつ理解し、つづいて国連の平和維持活動(PKO)について、日本の参加問題を含めて検討する。

13. 武力紛争法(1)

次の14とあわせて、かつての戦争法に代わる現代の武力紛争法を理解する。まず武力紛争法成立の経 緯とその存在理由を検討し、武力行使(戦闘)の手段と方法の規制及び犠牲者の保護制度を学ぶ。

14. 武力紛争法(2)

つづいて武力紛争法の履行確保の方法を論じたあと、中立制度について(とりわけ日本を取り巻く問題との関連で)学び、最後に軍縮・軍備管理法について概観する。

成績評価方法等

成績評価は、筆記試験の成績を基礎として、プラスマイナス5点の範囲内で平常点を加味する。 なお、4回以上授業を欠席した場合は単位を認めない。

リサーチ・ペーパー

無

教

材

教科書:酒井啓亘ほか『国際法』(有斐閣、2011年)

教科書刊行後の展開に関する補遺を含む講義資料を担当教員ウェブサイト上に掲載するので、教科書と 併せて参照すること。

他の国際法教科書を既に用いている場合はそれでも良い。予習範囲は上記酒井ほか『国際法』で示すので、対応箇所を予習してくること。

参考書:薬師寺公夫ほか編『判例国際法[第3版]』(東信堂、2019年)、薬師寺公夫ほか編『ベーシック条約集 2022 年版』(東信堂、2022年)

条約は英文が正文の場合は英文も用いるので、必要に応じて上記条約集の日本語訳を活用されたい。

到 達 目 標

上記「授業内容」記載の各項目についてその内容を具体的に説明できるように理解して、上記「概要」記載の成果を得ることである。

产 の 他

履修要件:要件とはしないが、「国際法1」を履修済であること、あるいは学部段階で国際法科目を履修 済であることが望ましい。

授業外学習(予習・復習)等:授業では予習を前提として議論を深めていくので、予習は必須である。また、過度な負担にならないように配慮しつつ、英語資料も一定程度用いる。英語で仕事のできる実務法曹は至る所で求められており、法科大学院在学中にある程度慣れておくことが非常に望ましい。

使用言語:日本語

和目名	EU法[EU Law]		担当演本	正太郎・西連寺	隆行
配当年次	2·3 開講期	後期曜時限り	た 2	クラス 数 1	単位 2

概 要

現在、ヨーロッパでサッカー選手が契約期間満了時に移籍する場合に移籍金なしで移籍できるのも、中田英寿以降、日本のサッカー選手が続々とヨーロッパで活躍しているのも、EU 裁判所のボスマン判決のためである。

また、ある種のお酒は最低でも(最高ではない)25%アルコールを含有しなければならないとのドイツ法は EU 法に違反ではないかとの訴訟で、ドイツはこの法律は国民の健康を保護するためである(?)と裁判で主張し、当然敗訴した。これは EU 裁判所のカシス・ド・ディジョン判決であり、EU の市場統合に関する最も有名な判決である。

サッカーやお酒に限らず、EU 法は今日ではほとんどの法分野に関係しており、ヨーロッパでビジネスを行う場合はもちろん、ヨーロッパ企業と取引する場合にも、また、EU 構成国の国内法を学ぶ際にも、EU 法を無視することはできない。

また、EU 法は、国際法でも国内法でもない法体系であり、三権分立を有さない統治機構を持ち、27 カ国で一つの市場を作るという壮大な試みを支えるインフラであり、刻々と動いているダイナミックな法である。このような EU 法にふれることで、日本法を相対化して見直してみる目も養いたい。

具体的には、EU 法総論について必要最低限の基礎知識を学んだ後、EU 裁判所の裁判例を中心に EU 実体法、特に域内市場法を学ぶ。Brexit についても議論する。

授 業 形 式

双方向・多方向形式による。教科書、レジュメおよび配付資料の予習を前提に、質疑応答を重ねながら講 義を行う。

前半を濱本が、後半を西連寺が担当する。

なお、人数制限を行う(法科大学院生の定員20名)。

授 業 内 容

1. EU 法の手引き/欧州統合史

この授業の概要説明と打ち合わせの後、EU 法の手引きとして、EU 法に関する基本資料とその入手方法などを説明する。そして、今日に至る欧州統合の歴史を概観する。

2. EU の機構的構造・立法過程

EU にはどのような機関があり、それぞれどのような存在理由があるか。ヨーロッパ議会は、我々が知る国内の議会とどのように似ていて、どのように異なるか。EU ではどのような法規範がどのようにして作成されるか。

3. EU 法の直接適用可能性

日本の裁判所は、条約をそのまま適用することがある。なぜそれは可能なのか。EU 構成国裁判所における EU 法の適用は、それとどのように異なっているのか。EU 法には様々な種類の法規範があるが、全てについて同じように国内適用できるのか。この回で扱われるのは、EU 裁判所史上の最重要判決である、van Gend en Loos 判決である。

4. EU 法の優越性

日本法秩序において、国際法はどのような階層的位置づけを与えられているか。EU 国内法秩序における EU 法の位置づけは、それとどのように異なるか、そしてそれはなぜか。ここでは、おそらく史上二番目に重要な、Costa/ENEL 判決を扱う。EU 法が国内法秩序において国内法に優越するのであれば、民主主義の観点からそれはいかにして正当化可能なのだろうか。

5. EU 裁判所

世界各地に存在する種々の経済統合と EU とを比べた場合、最大の相違点は裁判所の機能である。EU 裁判所は、他の国際裁判所と比べて、また、国内裁判所と比べて、どのような特質を持つか。論告担当官(法務官。avocat general)とは何者か。構成国国内裁判所が EU 裁判所に意見を求める先決裁定とはどのような手続か。

6. EU と人権・民主主義

EU 法の直接適用可能性・優越性に見られるように、EU 法秩序においては国家主権が大幅に制約されている。EU 構成国は民主主義国家であり、EU 自身も民主主義を標榜している。では、EU 法の直接適用可能性・優越性は、民主主義の観点からどのように正当化することができるのだろうか。EU 法が構成国の憲法にさえ優越するのであれば、人権保障はどのようになされるのだろうか。EU はヨーロッパ人権条約の当事者ではないが、同条約とはどのような関係に立つのだろうか。

7. EU の対外関係

構成国が有する権限が相当程度 EU に以上されているのであれば、対外関係はどうなるのだろうか。例えば日本と EU との間に条約が結ばれる場合、どの条約を EU と結び、どの条約を EU 構成国と結ぶことになるのだろうか。世界貿易機関(WTO)に EU も EU 構成国も参加しているのはなぜなのだろうか。

8. EU の経済統合総説・商品の自由移動(1)

ドイツ、フランス、イタリアなど各構成国の国境をそのままにしつつも、EU を国境で分けられない1つの市場にするには、どのような法制度が必要だろうか。この回以降、経済統合を目指して、商品(物)、人、サービス、資本の自由移動を確保する域内市場法を中心に扱う。この回では、域内市場法の全体像の概説に続いて、商品の自由移動に関して、関税同盟と差別的・保護的内国税の禁止を検討する。

9. 商品の自由移動(2)

商品の自由移動のうち、数量制限及びそれと同等の効果を有する措置の禁止について、初期の判例を中心に検討する。

10. 商品の自由移動(3)・人及びサービスの自由移動(1)

前回に続き、数量制限と同等の効果を有する措置について、その後の判例の展開を確認する。また、人の 自由移動のうち、経済活動者(労働者・自営業者)を対象とした自由移動原則について考察する。サービ スの自由移動についても、ここであわせて取り上げる。

11. 人及びサービスの自由移動(2)・EU 市民の自由移動(1)

経済活動者に関する前回に続き、EU 市民一般の自由移動について扱う。マーストリヒト条約により EU 市民の概念が導入された後、経済活動者ではない EU 市民一般にも自由移動が認められ、EU は経済統合のみではなく、政治的及び社会的統合へと進んでいる。この観点から、最近の判例を検討する。

12. EU 市民の自由移動(2)

引き続き、EU市民の自由移動に関する判例を扱う。

13. 自由・安全・司法の領域

EU は経済統合をこえて政治的、社会的統合まで進んでいる。その関係で、自由・安全・司法の領域を創設することを目的として掲げるようになっている。これは例えば、日本からドイツへ入国する際にはパスポートチェックがあるが、その後、ドイツからイタリアへ移動する際にはそのようなチェックなしに入国できることなどに表れている。この回は、この概念の内容を検討し、EU が何を目指しているのか考える。

14. 資本の自由移動と経済通貨同盟

資本の自由移動とユーロに関する経済通貨同盟について、制度の概要を確認するとともに、ユーロ危機 への対応の中で顕在化した法的諸問題について検討する。

成績評価方法等

筆記試験及び平常点による評価:成績評価は,筆記試験の成績を基礎として,±5点の範囲で平常点を加味する。

なお、4回以上正当な理由なしに授業を欠席した場合には、単位を認めない。

リサーチ・ペーパー

無

教

材

教科書:中村民雄=須網隆夫編『EU 法基本判例集[第3版]』(日本評論社、2019)

参考書:庄司克宏『新 EU 法 基礎篇』(岩波書店、2013)、庄司克宏『新 EU 法 政策篇』(岩波書店、2014)、ヘルデーゲン『EU 法』(ミネルヴァ書房、2013年)、中西優美子『EU 法』(新世社、2012)、須網隆夫『ヨーロッパ経済法』(新世社、1997)

その他:講義の基本となる EU 条約・EU 運営条約については、英文のダウンロードを指示する。日本語訳を参照したい者は、『ベーシック条約集 2022 年版』(東信堂)を用意すること。

到 達 目 標

上記「授業内容」記載の各項目についてその内容を具体的に説明できるように理解して、上記「概要」記載の成果を得ること。

7

の

他

公共政策大学院との共通科目

履修要件:開講時までに、EU に関する本(新書程度でよい)を1冊読んでおくこと。例えば、中村民雄『EU とは何か〔第3版〕―国家ではない未来の形―』(信山社、2019)、庄司克宏 『はじめての EU 法』(有斐閣、2015年)。

授業外学習(予習・復習)等:毎回、教科書・参考文献の該当部分をもとに入念な予習をしたうえで授業にのぞみ、授業後は十分な復習を行うこと。

使用言語:日本語

科目ナンバリング: P-LAW2064400LJ41